

令和7年4月21日（月）

電子制御装置整備（特定整備）の整備主任者等資格取得講習・試問のお知らせ

1. 講習受講対象者

現に当該事業場において整備主任者として選任されている者（一級大型自動車整備士及び一級小型自動車整備士の技能検定に合格した者を除く）又は以下に掲げる自動車整備士の技能検定に合格した者で電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者として選任予定の者。

- ① 一級二輪自動車整備士
- ② 二級ガソリン自動車整備士
- ③ 二級ジーゼル自動車整備士
- ④ 二級自動車シャシ
- ⑤ 二級二輪自動車整備士
- ⑥ 自動車電気装置整備士
- ⑦ 自動車車体整備士

2. 受 付

期 間：令和7年4月7日（月）～令和7年4月11日（金）

場 所：群馬県自動車整備振興会 1階

必要書類：①受講申請書【学科・試問】

②受講申請書【実技】（実習受講者のみ）

③実習受講証（実習免除者のみ）

④自動車整備士合格証書

⑤写真2枚

（最近1年以内の上半身脱帽（宗教上又は医療上の理由により顔輪郭を識別することができる範囲において頭部を布等で覆う者である場合を除く）のもの。

サイズ縦4cm横3cmデジタル写真の場合は、解像度600×450pixel）

※TEL、FAXでの申し込みはできません。

※受付期間内においても受講・受験人数に達した時点で受付を終了致します。

3. 講習・試問開催日及び受講コース

開催日：令和7年4月21日（月）

【学科講習・実技講習・試問を受講、受験する方】

午前：学科講習 ⇒ 午後：実技講習 ⇒ 試問 （1日）

【学科講習・試問を受験する方（実技講習受講済み）】

午前：学科講習 ⇒ 試問 （半日）

【試問を受験する方（学科講習・実技講習受講済み）】

午前：試問（半日） 午後：試問（半日）

【実技講習・試問を受験する方（学科講習受講済み）】

午後：実技講習 ⇒ 試問 （半日）

※試問は、学科講習及び実技講習の両方を受講しないと受験できません。

4. 定 員
- |      |         |
|------|---------|
| 学科講習 | 50名×1日間 |
| 実技講習 | 50名×1日間 |
| 試 問  | 50名×1日間 |
5. 場 所
- |      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 学科講習 | 群馬県自動車整備振興会 教育センター2階<br>前橋市上泉町397-1 |
| 実技講習 | 群馬県自動車整備振興会 教育センター2階<br>前橋市上泉町397-1 |
6. 講 習 費 用
- |      |        |
|------|--------|
| 学科講習 | 無 料    |
| 実技講習 | 4,000円 |

**【注意事項】**

- ・講習当日の体調が優れない場合は、受講をお控え下さい。なお、当日の体調により欠席される方につきましては、ご本人の希望により次回の講習に振替をさせていただきますので、ご協力をお願い致します。
- ・マスクの着用につきましては、個人の判断に委ねます。  
ただし、マスクを着用された場合、受付時本人確認の際はマスクを外して頂きます。
- ・受付場所に消毒液を設置しますので、必要に応じ手指の消毒にご利用下さい。
- ・受付時間を厳守して下さい。遅れると理由の如何を問わず受講できません。
- ・駐車場は検査コース横の駐車場をご利用下さい。
- ・携帯電話等電子通信機器類をやむを得ず持込む場合は必ず電源を切って下さい。
- ・講習・試問敷地内は禁煙です。

関東運輸局群馬運輸支局 検査・整備・保安（事業担当）

# 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申請書

## 【学科・試問・再試問】

群馬運輸支局長 殿

提出年月日(和暦)令和 年 月 日

再提出年月日(和暦)令和 年 月 日

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に掲げる講習(電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習)の受講を申請します。

(ふりがな) 氏名	( )	電話番号	— —
住所	〒		生年月日(和暦) 年 月 日
整備士の種類	種類	合格年月日(和暦)	合格番号
	自動車整備士	年 月 日	第 号
受講内容 該当に○	1. 学科	2. 試問	3. 再試問
受講希望 日時(和暦)	第1 希望	年 月 日 第 回	第1 希望
	第2 希望	年 月 日 第 回	第2 希望
学科受講状況 該当に○	1. 未受講 2. 受講済み	実習受講状況 該当に○	1. 未受講 2. 受講済み

- ① 受付期間内に申請すること。なお、記載内容に虚偽があった場合には、受講を取り消します。
- ② 記載内容を修正する場合には、修正印を押印の上、記載すること。
- ③ 自動車整備士資格の取得を証明する書面の写しを添付すること。
- ④ 学科又は実習の講習が修了している場合、証明する書面の写しを添付すること。
- ⑤ 受講希望日時は、申請先の運輸支局等が公表した実施日を記載すること。
- ⑥ 押印することに代えて、署名することができる。

【注意事項】

点線内は、記載しないこと

受講番号

第

号

証明写真欄

【証明写真について】

受講票と同じ写真を貼付すること

- 最近1年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの
- 印刷写真の場合は、大きさは縦4cm×横3cmとし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること
- デジタル写真の場合は、解像度は600×450 pixel以上とする

受付印

